

産業廃棄物収集運搬業許可証

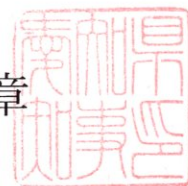
住 所 一宮市丹陽町五日市場字天上126番地

氏 名 昭栄金属 株式会社
代表取締役 桑原 實 様

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 2 (2020) 年 8月28日

許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年 7月 1日

1 事業の範囲

積替え、保管を含む。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 12品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

一宮市丹陽町五日市場字天上122番

(2) 面積

2,476m² (保管面積 107.50m²)

(3) 産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除

く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ダスト類(水銀含有ばいじん等を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(4) 保管上限

142.70m³

(5) 高さ

3m

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成10年 7月 2日 新規許可

平成15年 7月 2日 更新許可

平成20年 7月 2日 更新許可

平成25年 9月 5日 更新許可(優良認定)

令和 2年 8月28日 更新許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無